

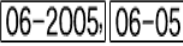

参考資料2：既存の表示・マークについて

ここでは、バイオマスプラスチックの情報発信のあり方を検討する上で参考となる表示、マークについて整理を行った。下表に表示内容と表示根拠の特徴をまとめた結果を示す。

表 既存の表示・マーク

| 表示名            | 表示イメージ  | 表示目的  | 表示内容   |           |        |              | 表示要件              |           |       |
|----------------|---|---|--------|-----------|--------|--------------|-------------------|-----------|-------|
|                |   |   | 材質・原材料 | 材質・原材料の割合 | 低環境負荷度 | その他          | 材質・原材料の割合         | 材質・原材料の有無 | 低環境負荷 |
| エコマーク          |    | 個々の商品類型ごとに、資源採取から廃棄・リサイクルに至るライフサイクル全体を考慮し、環境保全に資する商品を認定したものに対して表示するマーク。   |        |           |        | 認証取得理由       | 商品類型により割合が異なる(*1) |           |       |
| 再生紙使用マーク       |    | 資源消費量低減のため、紙・紙製品等の古紙使用状況に着目し、古紙配合率を示すマーク。                                 |        |           |        |              |                   |           |       |
| グリーンマーク        |   | 資源消費量及び廃棄物排出量の低減等のため、原料に古紙を規定の割合以上利用していることを示すマーク。古紙の利用を拡大し、紙のリサイクルの促進を図る。 |        |           |        |              | 原則として40%以上(*2)    |           |       |
| 牛乳パック再利用マーク    |  | 資源消費量低減のため、使用済み牛乳パックを原料として使用した商品につけられるマーク。                                |        |           |        |              |                   |           |       |
| 間伐材マーク         |  | 地球温暖化防止、水土保全に着目し、間伐の推進及び間伐材の利用促進のため、間伐材を用いた製品に表示することが出来るマーク。              |        |           |        |              | 原則として100%(*3)     |           |       |
| 低排出ガス車認定       |  | 大気汚染物質排出量低減のため、自動車排出ガス中の有害物質の排出量に着目し、排出ガス低減レベルを示すマーク。低減レベルにより、超優良の3段階がある。 |        |           |        |              |                   | 排ガス削減     |       |
| プラスチック製容器包装マーク |  | 再生資源利用促進法の改正により、分別収集を促進することを目的として、容器包装リサイクル法上のプラスチック容器包装に表示しているマーク。       |        |           |        | リサイクルを示すイメージ |                   |           |       |

| 表示名                    | 表示イメージ  | 表示目的   | 表示内容   |           |       |              | 表示要件      |           |       |
|------------------------|---|--|--------|-----------|-------|--------------|-----------|-----------|-------|
|                        |   |  | 材質・原材料 | 材質・原材料の割合 | 低環境負荷 | その他          | 材質・原材料の割合 | 材質・原材料の有無 | 低環境負荷 |
| FSC<br>マーク             |    | 環境保全、経済面で持続可能な森林管理を推進することに着目し、FSC(森林管理協議会)により認証を受けた森林であることを示すマーク。  |        |           |       |              |           |           |       |
| プラスチックの材質表示<br>JIS・ISO | >PP<<br>>PS<<br>>PE<  | プラスチックのリサイクル促進のため、プラスチックの素材を材質別に区分認識するためのマーク。  |        |           |       |              |           |           |       |
| SPI<br>コード             |    | プラスチックのリサイクル促進のため、米国プラスチック工業協会・プラスチック産業協会(SPI)が開発したプラスチックの材質表示識別マーク。   |        |           |       | リサイクルを示すイメージ |           |           |       |
| グリーン<br>プラ<br>マーク      |   | グリーンプラ(製品)の普及を促進、一般消費者による識別の容易化のため、生分解性プラスチック研究会が認定するグリーンプラ認定商品マーク。  |        |           |       |              | 50%以上     |           |       |
| 食品<br>表示               |  | 食品の内容を、消費者が容易に認識できるように、さらに公衆衛生向上のために、表示するもの。食品の名称、原材料、内容量、賞味期限・消費期限などの情報が表示される。  |        |           |       | 賞味期限・消費期限他   |           |           |       |
| 有機農産物の酒加工類における有機などの表示  |  | 有機農産物加工酒類や有機農産物等を原材料として使用するにあたり、基準に従って酒類に「有機」又は「オーガニック」などの表示が付すことが出来る。有機農産物を原料として酒類を製造する場合、原料の割合について原料内容の文字の大きさと区別を行う。 |        |           |       | 許可取得理由       | 95%以上(*4) |           |       |
| フィルム<br>の表示            |  | 写真のフィルムには、有効期限、製造番号、撮り可能枚数、フィルムの感度、フィルムの形式などの情報が記されている。  |        |           |       | 有効期限他        |           |           |       |

| 表示名        | 表示イメージ  | 表示目的   | 表示内容   |           |        |   | 表示要件      |           |       |
|------------|---|--|--------|-----------|--------|---|-----------|-----------|-------|
|            |   |  | 材質・原材料 | 材質・原材料の割合 | 低環境負荷度 | その他   | 材質・原材料の割合 | 材質・原材料の有無 | 低環境負荷 |
| 乾電池の使用推奨期限 | <br>【例】 2005年6月までを使用推奨期限をしている場合の表示 | 乾電池には、使用推奨期限が記されている。使用推奨期限とは、規定の持続時間試験をしたとき、電池が正常に動作し、個別財格に規定された持続時間の特性値を満足する期限」と定義されており、この期限内に使うことを推奨するものである。 |        |           |        | 使用推奨期限  |           |           |       |
| ベルマーク      |                                    | ベルマークは正式には「教育助成票」といって、学校の教育設備の充実にめざし、その主旨に協賛する特定のメーカーの商品につけられたマークである。  |        |           |        | ベルマーク<br>点数<br>・<br>ベルマーク<br>番号（企業<br>番号）<br>・<br>企業名 |           |           |       |

\*1：原材料の割合の表示は、商品類型による異なる。例えば、フィルム製品に再生プラスチックを使用する場合は、40%以上と定められている。

\*2：トイレトペーパー・ちり紙については100%以上、新聞用紙・コピー用紙については50%以上である。

\*3：間伐材の割合は、製品の種類、仕様、構造などを勘案し、委員会が審査を行うことができる。

\*4：「有機農産物加工酒類」と表示するためには、有機農産物が95%以上である必要がある。95%以下は、「有機農産物加工酒類」ではなく、「有機農産物 %」と具体的に表示する。

### 目的について

マークを表示する目的としては、省資源目的や環境保全目的、リサイクル・分別促進目的のマークが多い。また、材質や成分について識別を容易にするために付されているマークもある。さらに、品質を保証できる期限を示す目的や教育助成目的のマークもある。

### 表示内容について

表示内容として最も多いのは、材質・原材料の情報である。中には材料・原材料の割合を具体的に表示しているマーク（再生紙使用マーク、F S Cマークや有機農産物の加工酒類における有機等の表示、一部のエコマーク等）もある。

特徴的なものとしては、低排出ガス車認定のマークや食品表示の賞味・消費期限、有機農産物の加工酒類における有機等の表示がある。低排出ガス車認定のマークでは、排出ガスの低減レベルが星マークの数で示されている。食品表示の賞味・消費期限や、カメラフィルムや乾電池の使用期限では、具体的な日付が付されている。また、有機農産物の加工酒類における有機等の表示は、使用している原材料の割合について、文字の大きさで区別している。ベルマークは、教育助成にあてる資金を点数で示し（1点1円）また、教育助成に協賛しているメーカーについて、企業名とベルマーク番号（企業番号）を表示している。

### 表示要件について


材質・原材料の割合について、具体的な数値基準が設定されているもの（エコマーク、グリーンマーク、グリーンプラマークなど）と、材質・原材料を使用していればマークを付けられるもの（牛乳パック再利用マーク、再生紙使用マークなど）とがある。また、低環境負荷である製品に対して表示

できるマークも多い。


#### 認証機関の有無について


マークを表示する際に、業界団体などの認証機関による認証が必要なマークは、エコマーク（日本環境協会）、グリーンマーク（古紙再生促進センター）、グリーンプラマーク（生分解性プラスチック研究会）、低排出ガス車認定マーク（国土交通省）などがある。また、ガイドラインに沿った内容の製品であれば、特に認定機関へ申請し認定を受ける必要は無く、自由に表示できるマークには、再生紙使用マーク、プラスチック製容器包装マーク、プラスチックの材質表示、カメラフィルムや乾電池の有効期限などがある。

今回、例として挙げた既存の表示・マークの16件のうち、認証が必要なマークは8件、申請や認証の必要がないマークは8件というように、半々の結果であった。

| 1. エコマーク       |  |   |
|----------------|--|---|
| 概要             | <p>ライフサイクル全体を考慮して環境保全に資する商品を認定し、表示する制度。幅広い商品を対象とし、商品の類型ごとに認定基準が設定されている。ISO の規格 (ISO14024) に則った我が国唯一のタイプIの環境ラベル制度。</p> <p>環境省所管の(財)日本環境協会において、幅広い利害関係者が参加する委員会の下で運営されている。</p>   |  |
| 運営主体           | 財団法人日本環境協会   |   |
| 制度の開始年         | 1989年  |   |
| 対象物品等          | 64品目、5,391商品(2003年12月現在)<br>品目数が多いため、具体的な品目は、<br>( <a href="http://www.jeas.or.jp/ecomark/ruikei.html">http://www.jeas.or.jp/ecomark/ruikei.html</a> )へ  |   |
| 着目する環境影響       | 個々の商品類型ごとに、資源採取から廃棄・リサイクルに至るライフサイクル全体における環境負荷項目を全体的に考慮し、重要と考えられる環境負荷を選定している。   |   |
| マークを使用するための基準  | <p>1) 基準概要 ・ 当該商品類型で重要と考えられる負荷項目ごとの、先導的な商品が選定されるようなレベルの定量的または定性的な基準。</p> <p>2) 基準策定手続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>幅広い利害関係者(企業、市民団体、学識経験者)が参加するエコマーク類型・基準制定委員会において、対象とする商品類型を選定する。</li> <li>選定された商品類型に関する専門家や関係者から成るワーキンググループを設置し、環境の観点から商品のライフサイクル全体にわたる考慮をした上で、認定基準案を策定する。</li> <li>認定基準案は、エコマークニュース及びホームページ上で公表し、60日間、一般からの意見や提案を受け付ける。</li> <li>事務局が意見や提案を考慮した上で、認定基準案を商品類型に関する産業界、消費者及び中立機関の専門家や有識者によって構成されるエコマーク類型・基準制定委員会に提案する。</li> <li>エコマーク類型・基準制定委員会が、認定基準案を審議し、その審議結果に基づいて事務局が認定基準を策定する。</li> <li>決定された認定基準は、その背景となる情報を添えてエコマークニュース及びホームページ等で公開される。</li> </ul> <p>3) 基準の目安</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>エコマーク商品としての基本的な要件「その商品の製造、使用、廃棄等による環境への負荷が、他の同様の製品と比較して相対的に少ない」レベルの目安として、エコマーク認定基準を満たす製品のマーケットシェアが、他の同様の機能特性を持つ製品の中で、認定基準策定時20%程度(製品市場の状況により、おおむね5~30%のような範囲も取り得る)となることを目標として基準を策定。</li> </ul> |   |
| マークを使用するための手続き | <ul style="list-style-type: none"> <li>国内で販売される商品の製造・販売事業者は、エコマーク認定の申込みを行うことができる。</li> <li>申込み商品について、商品類型毎の認定基準に基づいて審査を行い、エコマーク審査委員会の審査を経て、認定する。</li> <li>商品認定においては、必要に応じて第三者機関に検査等を依頼し、また、認定の申込者にその証明書の提出を求める。</li> <li>認定された商品について、契約を取り交わし、エコマークの使用が認められる。</li> </ul>   |   |
| 関連情報           | <p>生分解性プラスチックのエコマーク認定について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生分解性プラスチック(石油由来・植物由来)を使用した製品については、エコマーク認定基準は与えられておらず、現状では、生分解性プラスチックであるという理由のみではエコマーク認定を受けられない。</li> <li>また、「エコマーク商品カタログ 財団法人日本環境協会監修」では、生分解性プラスチックに関する注意点として、「生分解性とエコマーク認定とが関連があるような誤解を与える表現をしないこと」などが挙げられており、「生分解性があるために、地球にやさしくエコマークの認定を受けている」というような誤解を消費者に与えないように</li> </ul>  |   |

|  |  |
|--|--|
|  | <p>注意を行っている。</p> <p>制度全般 (<a href="http://www.jeas.or.jp/ecomark/">http://www.jeas.or.jp/ecomark/</a>)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 実施要領等 (<a href="http://www.jeas.or.jp/ecomark/tebiki02.html">http://www.jeas.or.jp/ecomark/tebiki02.html</a>)</li><li>・ マークを使用するための基準<br/>(<a href="http://www.jeas.or.jp/ecomark/nintei.html">http://www.jeas.or.jp/ecomark/nintei.html</a>)</li><li>・ マーク表示商品のリスト (<a href="http://www.jeas.or.jp/ecomark/type2.html">http://www.jeas.or.jp/ecomark/type2.html</a>)</li></ul> |
|--|--|


| 2. 再生紙使用マーク    |  |   |
|----------------|--|---|
| 概要             | 古紙配合率を示す自主的なマーク。<br>ごみ減量化のために設立されたNGOであるごみゼロパートナーシップ会議（旧 ごみ減量化推進国民会議）で定められたものである。  |  |
| 運営主体           | ごみゼロパートナーシップ会議（旧 ごみ減量化推進国民会議）  |   |
| 制度の開始年         | 1995年  |   |
| 対象物品等          | 用紙類、紙製事務用品、印刷物、衛生用紙等（2002年4月現在）  |   |
| 着目する環境影響       | 資源消費量低減のため、紙・紙製品等の古紙使用状況に着目している。   |   |
| マークを使用するための基準  | 1) 基準概要<br>・ 古紙を使用していること。<br>・ 表示に適合した古紙配合率であること。<br>2) 基準策定手続<br>・ ごみゼロパートナーシップ会議にて策定。<br>3) 基準の目安<br>・ 古紙使用製品の利用促進及び古紙の需要増加を図ることを目的として基準を策定  |   |
| マークを使用するための手続き | ・ 自主的に表示できるため、マークを使用するための手続は特になし。  |   |
| 関連情報           | 制度全般、実施要領等、マークを使用するための基準に関する問い合わせ先<br>ごみゼロパートナーシップ会議 事務局<br>部署名：(社)全国都市清掃会議 調査普及部<br>担当者名：築山<br>住所：〒113-0033 東京都文京区本郷3-3-11 IPB お茶の水7階<br>(社)全国都市清掃会議内<br>電話：03-5804-6281 FAX：03-3812-4731 |   |


| 3. グリーンマーク     |   |   |
|----------------|---|---|
| 概要             | 原料に古紙を規定の割合以上利用していることを示すグリーンマークを古紙利用製品に表示することにより、古紙の利用を拡大し、紙のリサイクルの促進を図ることを目的としている。経済産業省所管の(財)古紙再生促進センターが取り扱っている。   |  |
| 運営主体           | 財団法人古紙再生促進センター  |   |
| 制度の開始年         | 1981年   |   |
| 対象物品等          | トイレトーパー、コピー用紙、学習帳等 16,898 銘柄（2002年3月現在）   |   |
| 着目する環境影響       | 資源消費量及び廃棄物非排出量の低減等のため、紙・紙製品等の古紙利用状況に着目している。ただし、基準と環境影響との因果関係を説明できる数値がない。  |   |
| マークを使用するための基準  | 1) 基準概要<br>・ 古紙を原則として40%以上（ただし、トイレトーパー、ちり紙については100%、新聞用紙、コピー用紙については50%以上）利用して作られた製品であること。<br>2) 基準策定手続<br>・ 財団法人古紙再生促進センターが決定<br>3) 基準の目安<br>・ 製品の種類ごとに実情に合わせて基準を策定 |   |
| マークを使用するための手続き | 当該の製品を製造または販売する者が財団法人古紙再生促進センターにグリーンマーク表示申請を行う。   |   |
| 関連情報           | <a href="http://www.prpc.or.jp/">http://www.prpc.or.jp/</a>   |   |



| 4.牛乳パック再利用マーク  |   |   |
|----------------|---|---|
| 概要             | <p>使用済み牛乳パックを原料として使用した商品につけられるマーク。</p> <p>市民団体である「全国牛乳パックの再利用を考える連絡会」が所有するマークを「集めて使うリサイクル協会」が管理・運営する制度である。</p>  |  |
| 運営主体           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全国牛乳パックの再利用を考える連絡会（全国パック連）</li> <li>・ 集めて使うリサイクル協会</li> </ul>  |   |
| 制度の開始年         | 1992年   |   |
| 対象物品等          | <p>(2002年3月現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ トイレットペーパー：315商品</li> <li>・ ティッシュペーパー：16商品</li> <li>・ キッチンペーパー：2商品</li> <li>・ フラットファイル：24商品</li> <li>・ 個別ホルダー：4商品</li> <li>・ 紙トレイ：4商品</li> <li>・ 紙製食器類：6商品</li> <li>・ 紙製ひざかけ：1商品</li> <li>・ 紙ひも：5商品</li> <li>・ うちわ：1商品</li> <li>・ 食品包装資材：10商品</li> <li>・ 各種パッケージ：9商品</li> <li>・ 販促用ツール：6商品</li> <li>・ 工業用板紙：4商品</li> <li>・ 製品見本：2商品</li> </ul>                 |   |
| 着目する環境影響       | 資源消費量低減のため、使用済み牛乳パックの再生利用の状況に着目している。  |   |
| マークを使用するための基準  | <p>1) 基準概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使用済み牛乳パックを原料の一部または全部に使用していること</li> <li>・ 認定を受けた工場の原料を使用していること</li> <li>・ 製造段階における環境汚染対策が適切であること 等</li> </ul> <p>2) 基準策定手続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般市民の代表者による検討を重ねた後、第6回全国牛乳パックの再利用を考える全国大会（1992年）にて、決定された。</li> </ul> <p>3) 基準の目安</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 牛乳パックのリサイクルシステムの拡大及び使用済み牛乳パックを使用した製品の拡大を目指して基準を策定</li> </ul> |   |
| マークを使用するための手続き | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工場認定：使用済み牛乳パックを原料として、一定の基準を満たしてパルプ製造もしくは板紙に加工している工場を、パックマーク工場として認定</li> <li>・ 使用許可：最終商品にパックマークをつけて販売することを希望する企業はパックマーク使用許可を受ける。ただし、商品の原料は、工場認定を受けた工場のパルプあるいは板紙の加工品であること。</li> <li>・ 登録：「集めて使うリサイクル協会」の会員として登録</li> </ul>   |   |
| 関連情報           | <a href="http://www.r-kyokai.org/packmark.html">http://www.r-kyokai.org/packmark.html</a>   |   |



| 5. 間伐材マーク      |  |   |
|----------------|--|---|
| 概要             | <p>間伐材を用いた製品に表示することが出来るマーク。間伐の推進及び間伐材の利用促進等の重要性をPRするとともに、消費者の製品選択に資するもの。</p> <p>マークの使用には普及啓発での使用と間伐材製品への使用の2種類ある。</p> <p>日本の森林資源の保続培養、森林生産力の増進を図ることを目的とした協同組合である全国森林組合連合会が運営する制度である。</p>   |  |
| 運営主体           | 全国森林組合連合会  |   |
| 制度の開始年         | 2001年  |   |
| 対象物品等          | <p>認定件数(2002年12月現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 普及啓発 88件</li> <li>・ 間伐材製品への使用 93件</li> </ul> <p>製品名:<br/>           工事用看板、杭丸太、床板、壁板、セラミック粉混入木繊維セメント板、床暖房用パネル、土木施工用木製枠、植生シート、植生マット、テーブル、学童机、事務机、脇机、椅子、カウンター、ローパーティション、書架、パソコン台、ビデオラック、四阿、休憩小屋、トレー</p>  |   |
| 着目する環境影響       | 地球温暖化防止(木材による二酸化炭素の吸収、閉じ込め) 水土保全(土砂流出の防止・土壌保全・水質浄化)に着目   |   |
| マークを使用するための基準  | <p>1) 基準概要</p> <p>普及啓発:<br/>           間伐の推進や間伐材の普及促進のための印刷物等であること</p> <p>間伐材製品への使用:<br/>           [1]主に木材で構成され、かつ、間伐材の有効利用が図られていると認められる製品<br/>           [2]主要な木質部における間伐材の使用割合は、原則として100%であることを目標とする<br/>           が、製品の種類、仕様、構造等を勘案して委員会で審査を行うことができる。間伐材マーク認定製品の製造・加工のために使用する接着剤、塗料については、使用が規制されている物質を含まないこと。また、木質部以外に使用する部材についても同様。<br/>           上記[1]、[2]の要件等を満たす製品であっても、委員会等で使用の承認に問題があると判断された場合等は、認定しないことがある。</p> <p>2) 基準策定手続<br/>           学識経験者、木材団体、企業等で構成される委員会において基準を策定</p>   |   |
| マークを使用するための手続き | 申請書を必要書類と共に間伐材マーク認定委員会に提出し、審査を受け、認定される   |   |
| 関連情報           | <p>制度全般 (<a href="http://www.zenmori.org/kanbatsu/mark/marktop.htm">http://www.zenmori.org/kanbatsu/mark/marktop.htm</a>)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施要領等 (<a href="http://www.zenmori.org/kanbatsu/mark/mark02.html">http://www.zenmori.org/kanbatsu/mark/mark02.html</a>, <a href="http://www.zenmori.org/kanbatsu/mark/mark03.html">http://www.zenmori.org/kanbatsu/mark/mark03.html</a>)</li> <li>・ マークを使用するための基準 (<a href="http://www.zenmori.org/kanbatsu/mark/marktop.htm">http://www.zenmori.org/kanbatsu/mark/marktop.htm</a>)</li> <li>・ マーク表示商品のリスト (<a href="http://www.zenmori.org/kanbatsu/mark/mark04.html">http://www.zenmori.org/kanbatsu/mark/mark04.html</a>)</li> </ul> |   |

| 6. 低排出ガス車認定    |   |
|----------------|---|
| 概要             | <p>自動車の排出ガス低減レベルを示すマークで、低減レベルにより、超、優、良の3段階がある。環境省が定める指針に合わせて国土交通省が運営している制度。</p>    |
| 運営主体           | 国土交通省   |
| 制度の開始年         | 2000年   |
| 対象物品等          | <p>(2002年12月現在)</p> <p>自動車(乗用車・軽量貨物車、中量貨物車、重量貨物車、軽貨物車)</p> <p>平成12年基準排出ガス75%低減レベル「超」: 136型式</p> <p>平成12年基準排出ガス50%低減レベル「優」: 227型式</p> <p>平成12年基準排出ガス25%低減レベル「良」: 349型</p>  |
| 着目する環境影響       | 大気汚染物質排出量低減のため、自動車排出ガス中の有害物質の排出量に着目している。  |
| マークを使用するための基準  | <p>1) 基準概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>規定の方法で測定された排出ガス中の有害物質(一酸化炭素、炭化水素、NOx、粒子状物質、ホルムアルデヒド)の排出量が、最新規制値と比較して、25%、50%、75%低減されていること。</li> </ul> <p>2) 基準策定手続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法律に基づいて定められた最新規制値が本マークの基準となっている。</li> </ul> <p>3) 基準の目安</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>排出ガス低減性能に対する一般消費者の関心と理解を深め、一般消費者の選択を通じ、低排ガス低減性能の高い自動車の普及を促進することを目的に基準を策定。</li> </ul>   |
| マークを使用するための手続き | <ul style="list-style-type: none"> <li>自動車・一酸化炭素等発散防止装置の製造・輸入業者は認定の申請を行うことができる。</li> <li>事業者からの申請に基づいて、国土交通省が認定し、マークの使用が認められる。</li> </ul>   |
| 関連情報           | <p>制度全般 (<a href="http://www.mlit.go.jp/jidosha/lowgas/youryou/images/lowgas1.pdf">http://www.mlit.go.jp/jidosha/lowgas/youryou/images/lowgas1.pdf</a>)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実施要領等 (<a href="http://www.mlit.go.jp/jidosha/lowgas/youryou/lowgas1.htm">http://www.mlit.go.jp/jidosha/lowgas/youryou/lowgas1.htm</a>)</li> <li>マークを使用するための基準 (<a href="http://www.mlit.go.jp/jidosha/lowgas/youryou/images/h12kizyun.pdf">http://www.mlit.go.jp/jidosha/lowgas/youryou/images/h12kizyun.pdf</a>)</li> <li>マーク表示商品のリスト (<a href="http://www.mlit.go.jp/jidosha/lowgas/lowgas02/lowgas.html">http://www.mlit.go.jp/jidosha/lowgas/lowgas02/lowgas.html</a>)</li> </ul> |


| 7. プラスチック製容器包装マーク |  |   |
|-------------------|--|---|
| 概要                | 再生資源利用促進法の改正により、分別収集を促進することを目的として、容器包装リサイクル法上のプラスチック容器包装に表示を行っている。   |  |
| 運営主体              | プラスチック容器包装リサイクル推進協議会   |   |
| 制度の開始年            | 2001年4月1日(罰則の適用は2003年4月1日より)   |   |
| 対象物品等             | 容器包装リサイクル法で定められているプラスチック製容器包装  |   |
| 着目する環境影響          | 埋立処分量の削減、容器包装の有効利用   |   |
| マークを使用するための基準     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラスチック製容器包装の利用・製造等事業、プラスチック製包装の利用事業者に表示義務がある。但し、小規模事業者には、勧告、命令、罰則等は適用されない。</li> <li>・識別マークのデザインの設定<br/>マークは一瞥で分別区別が可能(紙・楕円 プラ・四角、右回り、紙は漢字)<br/>識別マークのサイズ(印刷=高さ6mm以上、刻印・エンボス=高さ8mm以上)</li> <li>・表示が省略できるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)無地の容器包装が単体で使用=ロール状連続袋、レジ袋、フィルム等</li> <li>(2)汎用品を用いて加工した容器包装</li> <li>(3)消費者向けの商品(市販品)を転用した容器包装への対応=紙コップ、紙皿</li> <li>(4)一定面積以下で表示が可能な形状の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>物理的制約=容器包装の表示可能面積が50平方センチメートル未満で表示不可能</li> <li>=形状、素材から技術的に印刷、刻印、エンボスが不可能</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・多重容器包装等における表示の要件 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)原則として個々に識別表示</li> <li>(2)物理的制約で識別表示を省略した場合は、多重容器包装等を構成する表示可能な他の容器包装に表示しなければならない。<br/>これらと同じタイミングで破棄される表示可能な他の容器包装がある場合には、それへの一括した表示が優先されなければならない。</li> <li>(3)多重容器包装等を構成するような包装のうち、同じタイミングでの破棄が複数ある場合には表示を省略でき、一緒に破棄するいずれかの容器包装に一括表示し、残りの物については個別に表示する。<br/>「同じタイミングで破棄される場合」=詳細な判断は業界判断に委ねる。</li> <li>(4)一括表示は(視点=分別基準が同一、同じタイミングで破棄) <ul style="list-style-type: none"> <li>複数パーツからなる容器包装(ボトルとキャップ等)</li> <li>多重容器包装(外箱と個包装等二重以上)</li> <li>同じタイミングで破棄される容器包装が複数ある場合</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> |   |
| マークを使用するための手続き    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・識別マークの使用について確認する必要はない。</li> <li>・印刷原稿(清刷り)はプラスチック容器包装リサイクル推進協議会で配布を行っている。</li> </ul>   |   |
| 関連情報              | プラスチック容器包装リサイクル推進協議会ホームページ( <a href="http://www.pprc.gr.jp/">http://www.pprc.gr.jp/</a> )  |   |

| 8 . FSC マーク    |   |   |
|----------------|---|---|
| 概要             | <p>木材または木材製品が環境・社会・経済の全ての側面に配慮した厳しい基準に従い、適切に管理された森林から出されたものであることを示すマーク。</p> <p>森林認証制度（Forest Certification、木材認証制度/ラベリング制度とも呼ばれてきた）は、独立した第三者機関が、森林管理をある基準に照らし合わせてそれを満たしているかどうかを評価・認証していくものである。現在、世界中全ての森林を対象とし、ラベル付けを伴う形で実際に実施されているものは、FSC（Forest Stewardship Council、森林管理協議会）のみである。</p>   |  |
| 運営主体           | FSC (Forest Stewardship Council、森林管理協議会)  |   |
| 制度の開始年         | FSCの設立：1990年、森林認証制度の開始：不明   |   |
| 対象物品等          | 紙製品、木材、木材製品   |   |
| 着目する環境影響       | 環境保全の点から見て適切で、社会的な利益にかなひ、経済的にも継続可能な森林管理を推進することに着目   |   |
| マークを使用するための基準  | 森林管理の認証と加工・流通過程の管理の認証（Chain-of-Custody;CoC 認証）を受ける。   |   |
| マークを使用するための手続き | FSCにより認定された認証機関は森林の認証を行う。FSCはその会員の合意により作成された原則・規準やガイドライン等に基づき、森林の認証機関の評価、認定、モニターを行う。適切な森林管理がなされていると認証された森林から出された木材・木材製品には、FSCのロゴマークが付けられる。このマークを通じ、消費者は、木材・木材製品が社会・環境面で国際的に合意された原則と規準に従って管理されている森林から生産されたものであることを確認できる。認証には森林管理の認証と、加工・流通過程の管理の認証（Chain-of-Custody;CoC 認証）の2種類がある。  |   |
| マークに記載されている内容  | <p>コンビニエンス・ストア、「ミニストップ」では、クリスマス向け商品カタログにFSC認証紙を使用した。認証紙を使ったカタログは、「クリスマス'03」とタイトルがついたもので、裏表紙の左隅に、FSCのロゴマークが記載されている。（2003.11.24）</p> <p>このラベルには、「この印刷物に使用されている用紙に含まれている木材繊維の30%以上は、適切に管理された森林から切り出されたものです。」という説明と30%という数値が記されている。</p> <p>（出典：<a href="http://www.wwf.or.jp/forest/index.htm">http://www.wwf.or.jp/forest/index.htm</a>）</p> <div style="text-align: center;">  </div> |   |
| 関連情報           | <p>FSCの森林認証制度について：<a href="http://www.wwf.or.jp/forest/aboutfsc.htm">http://www.wwf.or.jp/forest/aboutfsc.htm</a>）</p> <p>FSC 認証の手続：<a href="http://www.wwf.or.jp/forest/certifyproc.htm">http://www.wwf.or.jp/forest/certifyproc.htm</a>）</p> <p>FSC (Forest Stewardship Council)：<a href="http://www.fscoax.org/">http://www.fscoax.org/</a>）</p>   |   |

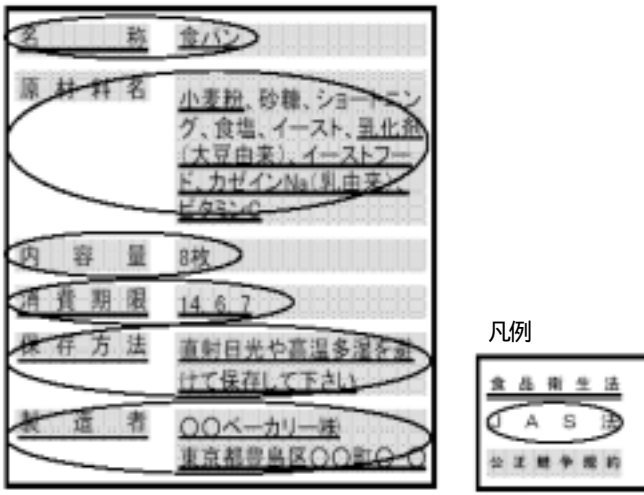
| 9. プラスチックの材質表示 (JIS (ISO)) |  |   |
|----------------------------|--|---|
| 概要                         | プラスチックの素材を材質別に区分認識するためのマーク。材質をアルファベットで示す。  | <p>容器包装リサイクル法対応の表示&gt;</p> <p>プラスチック製容器包装マークの近くに表示する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ポリプロピレン：PP</li> <li>・ポリスチレン：PS</li> <li>・ポリエチレン：PE</li> <li>・ポリエチレンとポリプロピレンの複合体：<u>PP</u>，PET(主要な材料に下線を引く)など</li> </ul> <p>プラスチック製容器包装マークから離れて表示する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・&gt; &lt;を付して材質を表示(例：&gt;PP&lt;など)</li> </ul> <p>容器包装リサイクル法以外のプラスチックの材質表示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・&gt; &lt;を付して材質を表示(例：&gt;PP&lt;など)</li> </ul> |
| 運営主体                       | JIS・ISO<br>日本プラスチック工業連盟  |   |
| 制度の開始年                     | JIS 1994年制定  |   |
| 対象物品等                      | 容器包装：プラスチック製の容器包装、フィルム包装、シート包装、紙複合容器<br>その他プラスチック製品  |   |
| 着目する環境影響                   | プラスチックのリサイクルの推進  |   |
| マークを使用するための基準              | <p>&lt;容器包装にマークを使用するための基準&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プラスチック製の容器包装の材質表示は、JIS K 6899-1が定める樹脂略語と記号を用いて表示する。</li> <li>・複合材質、複合素材においても主要構成材料を含む2つ以上の記号を並べて表示し、且つ主要構成材料の記号には下線を付す。</li> <li>・表示は義務ではなく、自主的表示である。</li> </ul> |   |
| マークを使用するための手続き             | JISの規格に従いマークを表示する。手続きは特に必要はない。   |   |
| 関連情報                       | プラスチックに関する材質表示は、JIS K6899、JIS K6899-2、JIS6999で規定されている。JISは、ISO1043-1、ISO1043-2、ISO11469と整合性がある。  |   |

| 10 . SPI コード   |  |
|----------------|--|
| 概要             | <p>リサイクル関係者の樹脂分別を助けるために、米国プラスチック工業協会・プラスチック産業協会（SPI）が開発したプラスチックの材質表示識別マーク。1～7番までである。</p> <p>日本においても、日本プラスチック工業連盟が、米国SPIコードに準じ、同様に1～7までの表示を行っている。</p>   |
|                | <p>SPIの材質表示マーク</p>   |
| 運営主体           | 米国プラスチック工業協会（SPI）  |
| 制度の開始年         | SPI: 1988年7月からPETボトルにマークが付け始められ、1989年に1～7までの樹脂番号を制定。<br>日本: 米国SPIコードに準じ、平成4年4月から逐次実施。1993年6月より再生資源利用促進法によって義務化。PET以外の表示の義務は無し。   |
| 対象物品等          | プラスチック製容器  |
| 着目する環境影響       | プラスチックの材質表示及びリサイクルの促進<br>日本においては、日本プラスチック工業連盟がプラスチックの容器の材質表示及びリサイクルを促進するため、米国SPIコードに準じ、下記の1～7までの表示を行っている。また、PETボトル協議会も同様にSPIコードを500cc以上のペットボトル容器すべてに付けることとした。  |
| マークを使用するための基準  | SPI: 底部に製品の大きさに応じ1/2インチから1インチのマークを入れる。<br>日本: 原則として本体底部に刻印、場合により側面刻印。ラベル印刷の併用も可<br>1.3cm以上のマークを入れる。  |
| マークを使用するための手続き | 米国: SPI主導の自主表示（但し32州で法的規制化）<br>日本: 自主表示  |
| 関連情報           | <a href="http://www.asahi-net.or.jp/~xj6t-tkd/env/f_recycle/rmk.html">http://www.asahi-net.or.jp/~xj6t-tkd/env/f_recycle/rmk.html</a><br><a href="http://www.asahiinryo.co.jp/company/customer/mark/">http://www.asahiinryo.co.jp/company/customer/mark/</a> |

11. グリーンプラマーク

| 概要             | <p>生分解性プラスチック研究会が認定するグリーンプラ認定商品マーク。<br/>                 グリーンプラマークは、グリーンプラ識別表示制度によって運用されており、一般消費者がグリーンプラを容易に識別できるように、生分解性プラスチック研究会が定める識別表示基準を満足するグリーンプラ（製品）に、当研究会が別に定めるグリーンプラのシンボルマークの使用を許可する制度。</p>   |  |                 |                 |     |                 |            |     |          |      |        |      |           |      |          |      |         |       |         |     |            |     |         |     |         |       |        |      |  |  |
|----------------|--|---|-----------------|-----------------|-----|-----------------|------------|-----|----------|------|--------|------|-----------|------|----------|------|---------|-------|---------|-----|------------|-----|---------|-----|---------|-------|--------|------|--|--|
| 運営主体           | 生分解性プラスチック研究会  |   |                 |                 |     |                 |            |     |          |      |        |      |           |      |          |      |         |       |         |     |            |     |         |     |         |       |        |      |  |  |
| 制度の開始年         | 2000年  |   |                 |                 |     |                 |            |     |          |      |        |      |           |      |          |      |         |       |         |     |            |     |         |     |         |       |        |      |  |  |
| 対象物品等          | プラスチック製品   |   |                 |                 |     |                 |            |     |          |      |        |      |           |      |          |      |         |       |         |     |            |     |         |     |         |       |        |      |  |  |
| 着目する環境影響       | <p>自然環境中の微生物の働きにより分解され、最終的に二酸化炭素や水になる生分解性プラスチックに対して、一般プラスチックとは異なる環境的合成品であることを一般消費者への理解を広め、その正しい使用方法を浸透させ、グリーンプラ（製品）の普及を促進することを目的とする。</p>   |   |                 |                 |     |                 |            |     |          |      |        |      |           |      |          |      |         |       |         |     |            |     |         |     |         |       |        |      |  |  |
| マークを使用するための基準  | <p>生分解性プラスチック研究会の識別表示委員会の運用基準に従う必要がある。<br/>                 グリーンプラの識別表示基準は以下の通り。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) グリーンプラの全ての構成材料（成分）は当研究会が作成するPL（ポジティブリスト）に記載されていなければならない。</li> <li>(2) グリーンプラは当研究会のPL作成基準（P.47）を満たしていなければならない。</li> <li>(3) グリーンプラの全ての構成材料（成分）は当研究会識別表示委員会に開示されなければならない。</li> <li>(4) グリーンプラは、生分解性の有機材料（樹脂：PL分類Aと天然有機材料：PL分類B-8の総計）を製品中に50.0重量%以上、または50.0体積%以上含むものである。</li> <li>(5) グリーンプラに含まれる特定元素の量は、別表1の上限値を越えてはならない。</li> <li>(6) グリーンプラでそのシンボルマークに「コンポスト化可能」の表示を付する製品は、当研究会が定める「コンポスト化可能グリーンプラ製品基準」（2002年10月に新設）をも満たしていなければならない。</li> <li>(7) グリーンプラの識別表示については、当委員会の運用基準を遵守しなければならない。</li> </ol> <p style="text-align: center;">別表1 特定元素の含有量上限値</p> <table border="1" data-bbox="486 1279 1385 1635"> <thead> <tr> <th>元素名</th> <th>製品中の含有上限値 (ppm)</th> <th>元素名</th> <th>製品中の含有上限値 (ppm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カドミウム (Cd)</td> <td>0.5</td> <td>セレン (Se)</td> <td>0.75</td> </tr> <tr> <td>鉛 (Pb)</td> <td>50.0</td> <td>ニッケル (Ni)</td> <td>25.0</td> </tr> <tr> <td>クロム (Cr)</td> <td>50.0</td> <td>亜鉛 (Zn)</td> <td>150.0</td> </tr> <tr> <td>砒素 (As)</td> <td>3.5</td> <td>モリブデン (Mo)</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>水銀 (Hg)</td> <td>0.5</td> <td>フッ素 (F)</td> <td>100.0</td> </tr> <tr> <td>銅 (Cu)</td> <td>37.5</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> |   | 元素名             | 製品中の含有上限値 (ppm) | 元素名 | 製品中の含有上限値 (ppm) | カドミウム (Cd) | 0.5 | セレン (Se) | 0.75 | 鉛 (Pb) | 50.0 | ニッケル (Ni) | 25.0 | クロム (Cr) | 50.0 | 亜鉛 (Zn) | 150.0 | 砒素 (As) | 3.5 | モリブデン (Mo) | 1.0 | 水銀 (Hg) | 0.5 | フッ素 (F) | 100.0 | 銅 (Cu) | 37.5 |  |  |
| 元素名            | 製品中の含有上限値 (ppm)  | 元素名   | 製品中の含有上限値 (ppm) |                 |     |                 |            |     |          |      |        |      |           |      |          |      |         |       |         |     |            |     |         |     |         |       |        |      |  |  |
| カドミウム (Cd)     | 0.5  | セレン (Se)  | 0.75            |                 |     |                 |            |     |          |      |        |      |           |      |          |      |         |       |         |     |            |     |         |     |         |       |        |      |  |  |
| 鉛 (Pb)         | 50.0   | ニッケル (Ni)   | 25.0            |                 |     |                 |            |     |          |      |        |      |           |      |          |      |         |       |         |     |            |     |         |     |         |       |        |      |  |  |
| クロム (Cr)       | 50.0   | 亜鉛 (Zn)   | 150.0           |                 |     |                 |            |     |          |      |        |      |           |      |          |      |         |       |         |     |            |     |         |     |         |       |        |      |  |  |
| 砒素 (As)        | 3.5  | モリブデン (Mo)  | 1.0             |                 |     |                 |            |     |          |      |        |      |           |      |          |      |         |       |         |     |            |     |         |     |         |       |        |      |  |  |
| 水銀 (Hg)        | 0.5  | フッ素 (F)   | 100.0           |                 |     |                 |            |     |          |      |        |      |           |      |          |      |         |       |         |     |            |     |         |     |         |       |        |      |  |  |
| 銅 (Cu)         | 37.5   |   |                 |                 |     |                 |            |     |          |      |        |      |           |      |          |      |         |       |         |     |            |     |         |     |         |       |        |      |  |  |
| マークを使用するための手続き | <p>生分解性プラスチック研究会に入会后、申請書を生分解性プラスチック研究会の識別表示委員会に提出し、審査を受け、使用許可を得る必要がある。審査は、製品の全成分がポジティブリストに掲載されているか、特定元素の含有量が制限値以下かどうかを調べ、グリーンプラ適合品として使用許可書を出す。</p>   |   |                 |                 |     |                 |            |     |          |      |        |      |           |      |          |      |         |       |         |     |            |     |         |     |         |       |        |      |  |  |
| 関連情報           | <p>詳細は、生分解性プラスチック研究会のHPを参照のこと<br/> <a href="http://www.bpsweb.net/01_details/seido/what_siki.htm">http://www.bpsweb.net/01_details/seido/what_siki.htm</a></p>   |   |                 |                 |     |                 |            |     |          |      |        |      |           |      |          |      |         |       |         |     |            |     |         |     |         |       |        |      |  |  |

12. 食品表示

|                       |   |  |
|-----------------------|---|--|
| <p>概要</p>             | <p>食品表示として、名称、原材料、内容量、賞味期限・消費期限などの情報が表示されているもの。<br/> 「食品衛生法」や「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）」、「不当景品類及び不当表示防止法」「公正競争規約法」などにより、食品に関する表示義務内容などが定められている。</p>  |  <p>凡例</p> <p>・消費期限については、期限が製造又は加工日を含めて概ね5日以内のものに記し、劣化速度が遅い食品には賞味期限又は品質保持期限（今後は、賞味期限に用語が統一される予定）を記す。<br/> ・上記の他、品目によっては、遺伝子組換え食品である旨、アレルギー物質を含む旨、輸入品には原産地又は原産国を記載する必要がある。<br/> ・表示事項の詳細は、以下を参照のこと<br/> <a href="http://www.mhlw.go.jp/shingi/2002/06/s0607-8e.html">http://www.mhlw.go.jp/shingi/2002/06/s0607-8e.html</a></p> |
| <p>運営主体</p>           | <p>食品衛生法：厚生労働省<br/> JAS法：農林水産省</p>  |  |
| <p>制度の開始年</p>         | <p>食品衛生法：昭和22年<br/> JAS法：昭和25年</p>  |  |
| <p>対象物品等</p>          | <p>・表示対象<br/> 食品衛生法：容器包装された販売の用に供する食品又は添加物等<br/> JAS法：一般消費者向けの全ての飲食物品<br/> ・表示対象品目<br/> 生鮮食品<br/> 食品衛生法：シアン化合物を含有する豆類、かんきつ類、バナナ、大豆、とうもろこし、ばれいしょ、菜種及び綿実、鶏の卵<br/> JAS法：農産物、畜産物、水産物<br/> 加工食品<br/> 食品衛生法：加工食品<br/> JAS法：加工食品</p> |  |
| <p>着目する環境影響</p>       | <p>食品衛生法：飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、公衆衛生の向上及び増進に寄与する<br/> JAS法：一般消費者の選択に資し、もって公共の福祉の増進に寄与する<br/> 不当景品類及び不当表示防止法・公正競争規約：公正な競争を確保し、もって一般消費者の利益を保護する</p>   |  |
| <p>マークを使用するための基準</p>  | <p>食品衛生法：厚生労働省の省令等で規定<br/> JAS法：農林水産省の告示等で規定</p>  |  |
| <p>マークを使用するための手続き</p> | <p>食品衛生法、JAS法などの食品に関する各種法令に従い表示を行うため、特に手続きは必要ない。<br/> ただし、収去検査、立入検査などの監視体制が取られており、法令の定める所に違反した場合、罰則規定がある。</p>   |  |
| <p>関連情報</p>           | <p>食品の表示制度は複数の法律に規定され、消費者や事業者にとって分かりにくい等の指</p>  |  |

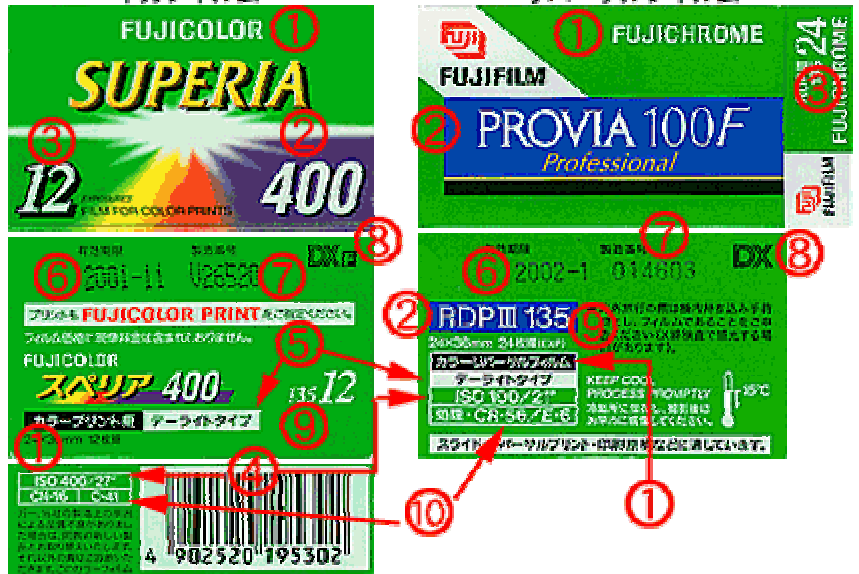


|  |  |
|--|--|
|  | <p>           摘がある。このため、厚生労働省医薬局食品保健部と農林水産省総合食料局により以下の会議が開催され、表示項目や組織・法律などの検討を行っている。         </p> <ul style="list-style-type: none"> <li> <u>・食品の表示制度に関する懇談会（第1回 H14.6.7～第6回 H14.10.28）</u><br/>           「食品の表示制度に関する懇談会」中間取りまとめ（H14.8.20 公表）<br/> <a href="http://www.maff.go.jp/www/council/council_cont/sougou_syokuryou/nourin_bussi.htm">http://www.maff.go.jp/www/council/council_cont/sougou_syokuryou/nourin_bussi.htm</a> </li> <li> <u>・食品の表示制度に関する共同会議（第1回 H14.12.11～第11回 H15.11.12、第12回開催予定）</u><br/>           「期限表示の用語/定義の統一について 報告書」H15.3（現在ある最新の報告書）<br/> <a href="http://www.maff.go.jp/sogo_shokuryo/hyoji_kondankai/1/mokuji.htm">http://www.maff.go.jp/sogo_shokuryo/hyoji_kondankai/1/mokuji.htm</a><br/>           食品衛生法、JAS法、景品表示法の関係について：<br/> <a href="http://www.maff.go.jp/sogo_shokuryo/hyoji_kondankai/1/siryou5.pdf">http://www.maff.go.jp/sogo_shokuryo/hyoji_kondankai/1/siryou5.pdf</a> </li> </ul> |
|--|--|

| 13. 有機農産物の加工酒類における有機などの表示 |  |          |
|---------------------------|--|----------|
| 概要                        | 「酒類における有機等の表示基準」には、有機農産物、有機農産物加工食品及び有機農産物加工酒類を原料として製造した酒類における「有機」又は「オーガニック」(以下「有機等」という。)の表示基準が定められている。   | 表示は下記の通り |
| 運営主体                      | 酒類における有機等の表示基準(国税庁告示第7号)   |          |
| 制度の開始年                    | 平成13年4月  |          |
| 対象物品等                     | 有機農産物加工酒類、有機農産物等を原材料とする酒類  |          |
| 着目する環境影響                  | 有機農産物の使用   |          |
| マークを使用するための基準             | <p>1. 有機農産物加工酒類における有機等の表示<br/> 次の基準を満たす酒類(有機農産物加工酒類)については、酒類の容器又は包装に「有機」又は「オーガニック」の表示をすることが出来る。</p> <p>(1) 原材料及び使用割合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(「JAS法」)に基づく格付けをされた有機農産物等であること。</li> <li>有機農産物等の使用割合が95%以上であること。</li> <li>食品添加物は、製造に必要な最小限度の量であること。</li> </ul> <p>(2) 製造その他の工程に係る管理<br/> 製造の方法は、物理的又は生物の機能を利用した方法による等の一定の条件を満たしていること。</p> <p>(3) 種類又は品目の表示<br/> 酒類の種類又は品目の表示に合わせて「(有機農産物加工酒類)」と表示されていること。</p> <div data-bbox="454 1052 1204 1422" data-label="Image"> </div> |          |
|                           | <p>2. 有機農産物等を原材料に使用した酒類における有機農産物などの使用表示<br/> 有機農産物等を原材料に使用した有機農産物加工酒類以外の酒類については、次の要件をすべて満たしている場合に、有機農産物等を原材料に使用していることの表示をすることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>酒類の種類又は品目の表示に合わせて「(有機農産物 %使用)」と表示されていること。</li> <li>有機農産物等の使用表示は、酒類の一般的な名称又は商品名と一体的でないこと。</li> </ul>  |          |

|                       |   |   |
|-----------------------|---|---|
|                       | <p>有機米使用<br/>純米酒</p> <p>〇〇株式会社<br/>〇〇市一ノノ一<br/>△△酒造株式会社<br/>お酒は二十歳になってから</p> <p>アルコール分<br/>15度以上16度未満<br/>原材料名 米、米こうじ<br/>製造年月 平成13年4月<br/>1.8L 詰</p> <p>清酒（有機農産物80%使用）</p> | <p>《ポイント》</p> <p>「（有機農産物80%使用）」と表示されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「有機米使用」の文字が、酒類の一般的な名称又は商品名（ここでは「純米酒」）と一体的に表示されていません。</li> <li>・「有機米使用」の文字の活字のポイントが、酒類の一般的な名称又は商品名の表示に用いている文字の活字のポイントよりも小さくなっています。</li> </ul>                  |
|                       | <p>有機米使用<br/>純米酒</p> <p>〇〇株式会社<br/>〇〇市一ノノ一<br/>△△酒造株式会社<br/>お酒は二十歳になってから</p> <p>アルコール分<br/>15度以上16度未満<br/>原材料名 米、米こうじ<br/>製造年月 平成13年4月<br/>1.8L 詰</p> <p>清酒（有機農産物30%使用）</p> | <p>《ポイント》</p> <p>「（有機農産物30%使用）」と表示されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「有機米使用」の文字が、酒類の一般的な名称又は商品名（ここでは「純米酒」）と一体的に表示されていません。</li> <li>・「有機米使用」の文字の活字のポイントが、未成年者飲酒防止に関する表示基準に規定する事項（ここでは「お酒は二十歳になってから」）の文字の活字のポイントを超えていません。</li> </ul> |
| <p>マークを使用するための手続き</p> | <p>上記基準に準じる。</p>  |   |
| <p>関連情報</p>           | <p>国税庁 HP</p>   |   |

14. フィルムの表示

|                       |  |  |
|-----------------------|--|--|
| <p>概要</p>             | <p>写真のフィルムには、有効期限、製造番号、撮影可能枚数、フィルムの感度、フィルムの形式などの情報が記されている。</p>   |  <p>1:ネガフィルムとリバーサルフィルムの違い<br/>                 2:フィルム名称<br/>                 3:撮影可能枚数<br/>                 4:フィルム感度<br/>                 5:デーライト用<br/>                 6:使用期限<br/>                 7:製造番号<br/>                 8:DX コード (感度自動読み取り) 対応<br/>                 9:フィルム形式<br/>                 10:現像処理指定</p> |
| <p>運営主体</p>           | <p>ISO (JIS なし)<br/>                 (日本における事務局は、写真感光材料工業会)</p>  |  |
| <p>制度の開始年</p>         | <p>不明</p>  |  |
| <p>対象物品等</p>          | <p>ネガフィルム、リバーサルフィルム</p>  |  |
| <p>着目内容</p>           | <p>有効期限：フィルムの適正な使用、フィルムによる撮影や現像処理について良好な性能を発揮すること</p>  |  |
| <p>マークを使用するための基準</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ フィルムに関する規格は、種類ごとに ISO で定められている。</li> <li>・ 有効期限については、表示義務はないが、ISO 規格において、「保存に関する条件」で保存方法を明記する旨が規定されている。</li> <li>・ フィルム感度の記述について、ISO 規格で統一されている。</li> </ul> |  |
| <p>マークを使用するための手続き</p> | <p>ISO 規格に準ずる。</p>   |  |
| <p>関連情報</p>           | <p>富士フィルム HP</p>   |  |

| 15. 乾電池の使用推奨期限 |   |         |    |         |    |          |      |           |    |       |    |        |    |
|----------------|---|---------|----|---------|----|----------|------|-----------|----|-------|----|--------|----|
| 概要             | <p>乾電池には、使用推奨期限が記されている。</p> <p>使用推奨期限とは、規定の持続時間試験をしたとき、電池が正常に動作し、個別規格に規定された持続時間の特性値を満足する期限」と定義されており、この期限内に使うことを推奨するものである。</p>   |         |    |         |    |          |      |           |    |       |    |        |    |
|                | <p>【例】 <b>06-2005</b>、<b>06-05</b></p> <p>2005年6月までを使用推奨期限をしている場合の表示</p> <p>&lt;表示の場所&gt;</p> <p>電池本体（底面または側面）または最小包装単位<br/>（例：ボタン電池・リチウム電池の場合は台紙）</p>  |         |    |         |    |          |      |           |    |       |    |        |    |
| 運営主体           | JIS   |         |    |         |    |          |      |           |    |       |    |        |    |
| 制度の開始年         | 不明<br>（使用期限表示を推奨 1993年～）  |         |    |         |    |          |      |           |    |       |    |        |    |
| 対象物品等          | 各種乾電池   |         |    |         |    |          |      |           |    |       |    |        |    |
| 着目内容           | 乾電池の適正な使用   |         |    |         |    |          |      |           |    |       |    |        |    |
| マークを使用するための基準  | <ul style="list-style-type: none"> <li>乾電池のJIS（日本工業規格）に従って、アルカリ乾電池、マンガン乾電池、酸化銀電池、アルカリボタン電池、リチウム電池について「使用推奨期限」（月・年）を表示しています。</li> <li>使用推奨期限については以下の通り。</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tbody> <tr> <td>単1形・単2形</td> <td>3年</td> </tr> <tr> <td>単3形・単4形</td> <td>2年</td> </tr> <tr> <td>6P形（積層形）</td> <td>1.5年</td> </tr> <tr> <td>アルカリボタン電池</td> <td>2年</td> </tr> <tr> <td>酸化銀電池</td> <td>2年</td> </tr> <tr> <td>リチウム電池</td> <td>5年</td> </tr> </tbody> </table> | 単1形・単2形 | 3年 | 単3形・単4形 | 2年 | 6P形（積層形） | 1.5年 | アルカリボタン電池 | 2年 | 酸化銀電池 | 2年 | リチウム電池 | 5年 |
| 単1形・単2形        | 3年  |         |    |         |    |          |      |           |    |       |    |        |    |
| 単3形・単4形        | 2年  |         |    |         |    |          |      |           |    |       |    |        |    |
| 6P形（積層形）       | 1.5年  |         |    |         |    |          |      |           |    |       |    |        |    |
| アルカリボタン電池      | 2年  |         |    |         |    |          |      |           |    |       |    |        |    |
| 酸化銀電池          | 2年  |         |    |         |    |          |      |           |    |       |    |        |    |
| リチウム電池         | 5年  |         |    |         |    |          |      |           |    |       |    |        |    |
| マークを使用するための手続き | JIS規格に準ずる。  |         |    |         |    |          |      |           |    |       |    |        |    |
| 関連情報           | <p>JIS HP：<a href="http://www.jisc.go.jp/">http://www.jisc.go.jp/</a></p> <p>三洋電機 HP：<a href="http://www.sanyo.co.jp/energy/con/howto_html/recicle.html">http://www.sanyo.co.jp/energy/con/howto_html/recicle.html</a></p>  |         |    |         |    |          |      |           |    |       |    |        |    |

16. ベルマーク

|                       |   |   |
|-----------------------|---|---|
| <p>概要</p>             | <p>ベルマークは正式には「教育助成票」といい、学校の教育設備の充実をめざし、その主旨に協賛する特定のメーカーの商品につけられたマークである。</p> <p>ベルマーク運動は、PTAのボランティアにより始まった運動であり、財団に集められた資金は、様々な教育活動に使用される。</p>   | <div data-bbox="842 277 1230 456" data-label="Image"> </div> <p>&lt;特徴&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ベルマークの点数は、ある程度価格に比例し、商品により異なる。</li> <li>・ ベルマーク番号が、各協賛企業毎に番号が割り振られている。</li> <li>・ 商品メーカーの社名を入れることが可能。</li> <li>・ マークの表示に使用する色は、自由に変更可能。</li> </ul>  |
| <p>運営主体</p>           | <p>財団法人ベルマーク教育助成財団</p>  |   |
| <p>制度の開始年</p>         | <p>1960年</p>  |   |
| <p>対象物品等</p>          | <p>食品・飲料品、文房具・教材・接着テープ・接着剤、日用品、楽器などのベルマーク商品</p>   |   |
| <p>着目内容</p>           | <p>学校の教育設備の充実と教育援助活動</p>  |   |
| <p>マークを使用するための基準</p>  | <p>特別に認定された企業のみ（業界のトップブランドの1品種1メーカー）に絞ってベルマークをつけることが許可されている。</p>  |   |
| <p>マークを使用するための手続き</p> |   |   |
| <p>参考情報</p>           | <p>ベルマーク運動の流れ</p>   | <p>PTAと企業が財団法人ベルマーク教育助成財団を仲立ちに、協力して進めている。協賛会社が商品に付けているマークを運動参加のPTAが集め、整理、計算して財団に送り、その預金で自分たちの学校に必要な教材備品を協力会社から購入することができる。購入金額の10%がベルマーク財団に寄付され、その資金は、さまざまな教育援助活動に使われる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. PTAがベルマークを集めて財団へ送る。</li> <li>2. 財団で点検、協賛会社へ送る。</li> <li>3. 協賛会社からPTAの口座へ入金される。</li> <li>4. 品物の注文書はPTAから財団経由で協力会社へ送られる。</li> <li>5. 品物がPTAへ送られ、ダイキンは、預金から支払われる。</li> <li>6. 注文品の代金の10%が援助資金にあてられる。</li> <li>7. 援助資金について、ニーズにこたえ使い道を決定する。</li> </ol> |
| <p>関連情報</p>           | <p><a href="http://www.bellmark.or.jp/">http://www.bellmark.or.jp/</a><br/> <a href="http://www.fcoop.or.jp/sh_ganda/hyoji_a03.html">http://www.fcoop.or.jp/sh_ganda/hyoji_a03.html</a></p> |   |